

1930年代の職業技術教育の展開過程

—政策・制度を中心に—

教育行政学研究室 井澤直也

Process of Development of the Vocational and Technical Education, 1930~1940

Naoya IZAWA

In the 1930's the structure of industry was changed. The change influenced the policy of the vocational and technical education system. Necessity of training of skilled worker was very prominent in mechanical industry section. Sino-Japanese Conflict broke out in 1937. With this as a turning point, the State tighten the control of the vocational and technical education system. So the character of this system changed. Machine Technology Education was established by the Ministry of Education, Machine Training Center was established and Operated by the Ministry of Commerce of Industry and Leader-machine Training Center was maintained by the Ministry of Welfare. These centers aimed at promoting the rationalisation of smaller scale industries by offering training for technicianship and foremanship and skilled craftsmanship. The vocational and technical education was bureaucratically controlled without social autonomy in the social and economical and political system of those days. As a result this education system was the expedient of synthetic plan under economical and science and technology administration.

目 次

- I 問題の所在
- II 前提—1930年代の産業構造
- III 各種審議会の職業技術教育への要請
- IV 職業技術教育の制度的展開と矛盾
- V 職業技術教育の国家的統轄化
- VI おわりに

I 問題の所在

近年、日本資本主義の展開との関連での職業訓練の研究が、教育学の分野で盛んになりつつある¹⁾。本稿の課題は1930年代の日本資本主義の発展が、何故技術者、熟練工を要請し、それを職業技術教育制度の展開によってどのように供給したのか²⁾を明らかにすることにある。本論に入る前に、日本の職業訓練に関する代表的研究について、本稿の課題に関する論点を提出し、問題の所在を明らかにしよう。

日本の職業訓練発展史についての抱括的な研究が隅谷三喜男らの一連の研究である³⁾。次にみる『日本職業訓練発展史』の「職業訓練の考察と仮説」に要約された見

解が、戦前・戦後の職業訓練に関する通説であるといつてよい。

「企業が長期的視野で独占的地位を確保、維持するためには、その企業にとって要請される特殊化した科学的・技術的知識並びに熟練した技能を持つ出来あいの労働者を労働市場で見出しえない限り、企業がそのような労働者を養成しなければならない要請が強くなり、そして企業内で訓練した労働者を種々の手段でもって確保し、彼らの定着を高めようとする力が働くであろう。…他方、直接現実のニーズからすぐ現場で役立つために採用される一般的労働者の場合でも、訓練は短期的視点で行われるとはいえ、多種多様の技能を要請する近代的生産は、産業によっては機械設備が巨大化しても、依然とした一般技能労働者を比較的多数必要とし、そして、主として OJT で訓練される一般労働者の確保は、OJT の視点から長期的視点に立たざるを得ない。」⁴⁾

かくて隅谷らは、職業訓練が技術革新の要請と同時に一般技能者の確保から要請から長期的視点に立たざるをえず、それによって労働者の生活設計、人生設計が始まて可能となるとしている。しかしながらここには重大な問題点が指摘されねばならない。第一に、隅谷らの議論

は資本の立場からみた職業訓練をそのまま理論化したもので、例えば「独占・寡占体制における大企業は、その地位を確保・維持」するため「企業の負担する企業内学校教育訓練と OJT で一層特殊化させ」とともに、かかる労働力を確保、保持する手段と合わせて「賃金も年功的性格を持つ」⁴⁾ というのである。ここには職業技術教育が資本主義社会とその下での労働力の階層的再生産を保障する手段としか捉えることができぬ論理をよみとることができる。第二にこの理論枠組は、労働力商品範疇における使用価値の差異に基づく労働市場内の技能の差異という視点から、職業訓練の内容が熟練、非熟練という階層性の基礎に位置すると措定されることにより、賃金と所得の格差を抱括している。ところが、1930年代の職業訓練は「戦争の激化につれ」て、(1)3ヶ月の訓練期間を維持しえなくなり、1ヶ月の短期訓練に切換えられ、(2)職業技術の形成としてではなく安易な精神訓練として実施されたとする⁵⁾。かかる評価は隅谷らが提起する職業訓練の理論枠組の論理一貫性を欠くばかりか、統制経済下に国家が職業訓練に何故、如何に介入したのか、人的資源論としての教育計画の一環として職業訓練が如何なる過程により制度化されたのか充分解明されているとはいがたい。第三に、隅谷らの職業訓練理論は、その制度原理を主に労働市場論の観点からの考察に重点がおかれていたために、職業技術教育の政策・実態に対して対抗関係を形成した異質の可能性を媒介とした総括をなしていなかった決定的弱点をもっているのである。つまり、資本主義の諸矛盾による危機を職業技術教育の部面において変革していくための制度原理の究明は全く疎かという他はない。換言すれば、労働者の主体性と自己教育の組織化としての変革主体形成の職業技術教育の制度原理の究明という課題である。この第三の課題は、本稿に統いて、「戦時下の職業技術教育論」(仮題)において考究する予定であることを附記しておく。

ところがかかる経済学理論からする職業訓練論に対して、教育学の論理は有効な批判の論理を構築しているだろうか。しかしながらこの問い合わせに対しては“否”である。というのは総評の「職業技術教育要求綱領」、日教組教育制度検討委員会「日本の教育をどう改めるべきか(統編)」の議論は⁶⁾ 端的にいえば「権利保障」「職業訓練の公共化」を提起するものであるが、今日の教育改革が商品交換関係の論理から解放させ、教育に新たな社会的形態を与えることが要請されている⁷⁾ 時、不十分といわざるをえない。というのは職業技術教育は、産業構造の変化に伴う技術的構成に基づき再編成され、労働者に教育・訓練を権利として、また経営への参加を保障し労

働運動を労資協調の道にそらす役割を一面でもつからである。さらに個別資本の職業訓練による労働者の職業技術と監督労働に求められるそれとの融通が決定的となる場合に、国家は公共的職業訓練の組織化にのりだし、資本の必要とする労働力を確保するからである。従って我々の研究は(1)資本の技術的形態を基礎とする資本蓄積過程との関連で職業技術教育を位置づけ、(2)労働が資本の技術的形態の発展とともに科学的で体系的な訓練に基づいた職業技術の形成を必要とする点を明らかにすることである。しかし制度・政策は労働者が主体的に対応することを保障せず、職業技術の差を労働者支配の手段に転化するため、労働者が変革の担い手として成長していくには肉体労働と精神労働の分裂・職業技術教育の奇型化的現実を克服する契機を解明しなければならない。

本稿は、先にみた隅谷らの見解を批判する観点から1930年代の職業技術教育政策、制度の展開と特質を分析することにより、新しい職業技術教育制度論の枠組を構築しうる手がかりをうることにある。

II 前提—1930年代の産業構造

1929年の昭和恐慌期に経済不況による深刻な事態の中で、独占資本は一方で、労働力の節減と失業者の増大を齎し、他方で不況脱出のための産業振興・産業合理化を担う労働者を求めた。浜口内閣は直ちに「臨時産業審議会」と「産業合理局」を設置し、合理化により恐慌の犠牲者を労働者・農民に転嫁し矛盾の解決を試みた。失業労働者は29年には29.4万人、32年は48.9万人と統計上は記されているが⁸⁾、その実数は250~400万人に及ぶ数であったという⁹⁾。浜口内閣の「合理化政策」が特にテーラー・フォード流の「科学的合理法」の実施¹⁰⁾、試験研究所の整備充実を強調したことは職業技術教育政策にとって注目すべきことであった。

独占資本は不況の解決の糸口を満州侵略に求め、これにより工業生産高、労働人口等の飛躍的増大がみられた。29年を100とした場合、それ以降の工業生産高は以下にみる通りである。38年紡績工業127、食品工業155に比し、化学工業346、金属工業648、機械器具工業は526という伸びであった。労働者の構成は、工場労働者数は31年166万であったのが、36年258.3万、38年321.5万となり、重化学工業を中心とした産業構造への変化をしめしている¹¹⁾。特に機械器具工業部門については、34年と38年を比較すると若年労働力の増加が1万余から5万数千と5倍になり¹¹⁾、これらのこととは30年代半ばの労働力不足が重大な国家問題となるに至ったことを示している。

雇用増が顕著である重化学工業では20年代に熟練労働者の企業内教育制度が普及し、養成工、見習工が基幹労働者層を構成していたのだが、30年代半ばの労働力不足によって職業技術教育制度に新たな要請が加えられることになる。即ち企業能力の向上を計る職業技術の習得とともに、企業への忠誠心をもつ労働力を計画的に必要なだけ確保することであった。

37年日中戦争の開始に伴い、合理化・軍事化に狂奔する資本の要望に応えて、政府は自らも技術者・熟練工・見習工の養成問題を討議するに至り、技術者・熟練工養成対策が国家的規模で急浮上したのである。さらに39年には技能者養成令が公布され個別資本に一定の定型訓練を行わす法制度が成立してゆくのである。

以上30年代の産業構造を概観したわけであるが、この期の職業技術教育政策制度はほぼ三つの時期区分に特徴づけることができるようだ。即ち第一期は30~33年、第二期は34~37年、第三期は38~41年の三つであり、次のように特徴づけられる。第一期は、失業労働者の増大に伴い、上級進学希望傾向の防止又社会不安の混乱への危惧から職業技術教育政策の対応、第二期は、重化学工業の発展に伴う熟練工養成施設の整備拡充、第三期は、国家的規模による職業技術教育政策(労働力政策)の階層的再編成である。これらの区分は厳密なものではなく相対的なものであることはいうまでもない。

III 各種審議会の職業技術教育への要請

では30年代に政府関係審議会は如何なる要請を明らかにしたのであろうか。商工審議会は28年10月「工業技術員養成二関スル方策」の建議において、産業合理化を推進する立場から、職業技術教育政策全般に亘ってその提言を明らかにした¹²⁾。「我国工業経営ノ実際ヲ見ルニ各種ノ欠陥アリト雖、就中直接工場、現場ハ指導監督及管理ニ当タルベキ優秀ナル技術員ニ乏シキコト」が最大の欠陥の一つであることは否定できぬという認識の下に、①「専門学校程度以上ノ学校卒業者ニ対シテハ原則トシテ工場ノ実際上ノ技術ヲ修得セシムベキコト」、②「優秀ナル職長ヲ養成スルコト」を提言した。さらに「商工振興上教育ノ改善ニ関スル方策」において、実業教育が産業界の要望に応えていないとし、優良職工・職長養成のため実業教育全般の充実を提言した。

さらに商工省は30年6月臨時産業合理局を設置し、合理化運動を推進し、その局の下に臨時産業合理局生産管理委員会を設置した¹³⁾。生産管理委員会の提案を普及しその実施を計るために日本工業協会が設置され¹⁴⁾職業技術

教育・訓練に関する改革提言を公表していった。この生産管理委員会は次のような報告書を提出しているが、若干示しておくと以下のようなものである。即ち31年6月『見習工教育・改善』¹⁵⁾ 33年7月『作業工程管理ノ改慰』¹⁶⁾ であった。前者は「現今多数ノ見習工養成所ヲ観ルニ、短期間ニ見習工ヲシテ各自ノ専門トスル職業ヲ最モ能率ヨク習得セシムル方法ヲ採リテ居ル所ハ極メテ稀」であるとし「普通学校ニテ採レル教育方法トハ異ナリ、其ノ目的トスル専門的職業ニ関スル知識ヲ僅少ナル経費ト簡単ナル設備ヲ以テ比較的安全ニ習得セシメ、両三年ノ短期間ニ優秀ナル技工ヲ養成スル特殊ノ教育方法」を提言し¹⁵⁾、後者は「殆ンド経費ト人員トヲ増スコトナク実行シ得ル工程管理ノ具体的方法」を明らかにすべきである¹⁶⁾としている。

38年以降日本工業協会が公表した職業技術教育への政策提言は『工業教育ヲ中心トシテ見タ我國工業教育制度ノ改善』¹⁷⁾、『工場経営青年学校ニ対スル要望』¹⁸⁾であった。前者だけを示すと、即ち「我国ノ工業ニ関シ現行ノ教育ヲ見ルト、カカル速カナ進歩発展ニ遠ク置キ去ラレテ、工業教育卒業者ノ数モ毎年実際ノ要求ヲ満タシ得ナイバカリデナク、其ノ小数ノ卒業者ヲ概シテ工界業ノ実際ノ要求ト甚ダシク懸ケ離レテ居ル」とし、中等工業学校修了者に「先ヅ一般労務者ト一緒ニ実施ノ作業ニ経験ヲツンダ上、健実ナ職工長トナリ、充分ノ実地経験ヲ経テ技手トナリ、小数ノ優秀ナモノダケガ更ニ昇進スルヲ常道トスベキ」ことを明らかにし、学校内外にわたる職業技術教育の改善・整備を提言した。

かくして、商工省における審議会・協会の政策提言は、合理化、重化学工業に対応する中・下級技術者・熟練工の短期養成を制度化する起動力としての意味をもつことになる。一方、文部省関係審議会の対応はどうであったか。35年4月文政審議会は「青年学校令」(勅令)を公布し、実業補習学校と青年訓練所を統合し、勤労青少年の教育機関の制度的統一をはかり、それを低度実業教育としての意味をもたせた。また36年には、次第に高まる熟練工養成に対応し、文部省は日本経済連盟、日本商工会議所、日本工業俱楽部の協力の下に実業教育振興委員会を設置し、同年9月、38年7月に文部大臣の諮詢、「①我国産業教育ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育ノ振興方策如何、②時局ニ対処スベキ実業教育方策如何」に対しそれぞれ答申を明らかにした。

前者は「我が国実業教育ニ関スル制度…尚現下ノ時勢ニ対シテ其体系ト職能ヲ發揮スルニ遺憾ナル點渺カラザルモノ」とし、学校外の職業教育につき「(イ)企業者ニ対シ従業者ノ為メニスル各種教育施設ノ利用ニツキ進ンデ

協力セシメ特ニ大企業ニ対シテハ、其ノ従業者ノ為メニスル実業教育施設ノ実施充実ヲ獎勵スルコト、(匁)工業地域ニ於テハ工業学校、産業指導機関ノ施設ヲ開放シテ従業者中適材ヲ収容シテ職長等ノ養成ニ努ムルコト」、さらに職業技術教育機関について「大学ト実業専門学校ノ使命ヲ明確ナラシムルコト、学校卒業者ノ年齢ヲ低下セシムルコト、工業学校ハ可成之ヲ専門化スルコト、高等小学校ノ教科内容ニ於テ実業教育的実彩ヲ濃厚ナラシムルト共ニ青年学校ニ於テハ職業科ヲ重視スルコト…之等ハ実業教育以外ノ教育制度トモ関連スルコト多ク尚慎重調査研究ヲ要スル」ことなど建議¹⁹⁾した。後者は「工業教育ニ関スル事項」において「工業教育機械ハ全般的ニ拡充整備スル必要ヲ認ムルモ時局対策トシテハ左記工業部門ノ技術ニ特に留意スルコト、(1)機械工業、(2)艦船工業、(3)採鉱及冶金工業、(4)化学工業、(5)電気工業…三、中小工業ノ振興ヲ図ル為…(1)地方産業ニ即シテ低度工業学校ヲ設立スルコト、(2)工業ニ関スル組合ヲ利導シテ従業員ノ教育ニ努メシムルコト、(3)大企業ヲシテ密接ナル関係ニアル中小企業従業員ノ教育指導ニ尽力セシムルコト、(4)必要ナル個所ニ工業専門学校ヲ増設シ単科学校ノ設置ヲ考慮スルコト」¹⁹⁾等を提言し、時局産業の要求に応えて、職業技術教育制度全般にわたる不備を早急に克服することを提言し、産学の連携強化を一層おし進める役割を果たしたのである。

内務省はそれまでの職業紹介事業に伴う失業労働者の救済と同時に、熟練工養成にも対応をせまられることになる。前記の三区分からすれば30年5月中央職業紹介委員会答申²⁰⁾、34年3月同答申²¹⁾、38年4月と39年12月人口問題全国協議会の答申²²⁾が注目される。

30年5月答申は、内務大臣の諮問をうけ「職業紹介事業ノ連絡及監督上改善要綱」を提言したものである。関連事項を示せば「職業紹介事業ノ国営ヲ実施スルノ必要ヲ認ムルト共ニ今日ノ事態深刻ナル実情ニ対応スルタメ…各種ノ失業対策ト相俟ッテ…之ニ要スル費用ノ増額ヲ図リ全国的職業紹介網ヲ完成シ…職業紹介事業ノ能率ヲ發揮セシムルヲ刻下ノ急務ナリト信ス」とし「職業補導再教育機関ノ普及充実ヲ図リ之ト職業紹介機関トノ密接ナル連絡ヲ図ラシムコト…学校卒業生ノ未就職者特ニ多キ現状ニ鑑ミ各学校ト職業紹介機関トノ連絡ヲ堅密ナラシメ卒業生ノ就職ニ關シ一段ノ努力ヲ為スコト」²⁰⁾とし、職業補導再教育機関の普及充実と学校卒業者の失業対策を早急に解決する改善方向を示したのであるが、この段階では形式的な提言にとどまっていた。

34年3月の答申は前者の答申に比し、一層具体的で、熟練工養成の観点からも注目すべきものである。即ち

「職業輔導施設ノ完備ニ関スル事項」において「現在求人及求職ノ状況ヲ見ルニ求人アルニ拘ラズ求職者ノ職業的素養ニ欠クル所アル為就職ニ能ハザル者少カラサル現状」を鑑み、学校教育において産業、生活、社会の実情に適応させ、雇用主に労働者の養成・職業訓練を課し、同時に求職者の職業輔導施設を設置する必要があるとの認識から以下の具体的改善を提起した。

一 職業輔導ノ各種方法

- (イ) 労働者職業輔導機関ノ完備ヲ設リ一般求職者ノ為職業技能修得ノ途ヲ開クコト
- (匁) 工業特ニ重工業ニ於ケル技術工ヲ希望スル青少年ノ為ニハ職業紹介所ハ工場各種工業学校又ハ他ノ輔導施設ト連絡シテ其ノ養成ヲ委託スルコト
- (ア) 輕易ナル職業的知識及至技術ヲ修得セシムル為職業紹介所ヲシテ必要ニ応ジテ各種ノ短期講習会ヲ開カシムルコト
- (乙) 日傭労働者中特ニ熟練労働者タリ得ヘキ素質ヲ有スル者ノ為ニ輔導教育ヲ行ウコト
- (ホ) 職業上ノ災厄ニ因ル不具廢疾者並戦傷者等ノ為其ノ再教育施設ヲ拡充スルコト

第四項「徒弟制度ノ改善ニ関スル事項」において「現在ニ於ケル少年雇傭ノ状況ヲ見ルニ在来ノ徒弟制度漸ク其ノ機能ヲ發揮シ得サルニ至リ地方ニヨリテハ徒ラニ弊害ノミ甚シク為ニ少年ノ就職上障害ヲ与フルモノ少カラスト認メラルニ依リ、此際徒弟制度ノ合理的改善ヲ圖ル必要アリ直接就職ヲ容易ナラシムル為有効ナル事項ナルノミナラズ其ノ活用ヲ期スルコトハ、職業的訓練、養成ノ目的ヲ達スル上ニ於テ裨益スルトコロ大ナリト認ム」²¹⁾と。かくして職業補導に関する経費を国庫の補助により運営し、公共職業訓練は①一般求職者のための職業技能修得施設、②技術工を希望する青少年の職業輔導施設、③軽易な職業技能・知識修得の短期講習会、④日傭労働者の職業補導施設、⑤障害者のための社会的復帰・訓練施設が設置されることになる。このように34年答申は公共職業訓練を組織化・体系化するものであった。

さて38年、39年の2回にわたる人口問題全国協議会は職業補導、職業教育について次のように答申を明らかにしている。前者は「職業補導並ニ職業教育ノ刷新拡充ヲ図リ産業機構ノ変遷並ニ労働力市場ノ緩急ニ適応セル労働力ノ涵養ヲナシ需給ノ円滑ヲ期スルコト」とし、後者は、「長期建設・大陸経営並ニ事變後ノ国際競争ニ対スル必要ヲ考慮シ職業教育ノ刷新ヲナシ人的資源ノ整備ニ努力スルコト、特ニ技術者、熟練工ノ養成ニツキテハ長期ノ計画ヲ以テ産業技術ノ高度化ヲ目標トシテ計画的養成ノタメニ強制的ノ実施ヲナスコト」²²⁾とし、30年代後半、

厚生省は職業技術教育を労務動員計画の一環とし、その人的資源の確保と資本蓄積の推進力たる産業技術の高度化に対応すべき方向を示したのである。ではかかる審議機関の政策提言に対して、職業技術教育はそれぞれの時期に如何に制度化されたのであろうか。

IV 職業技術教育の制度的展開と矛盾

第一期に於ては29年東京・大阪の高等工業学校はそれぞれ工業大学に昇格し、また高等工業学校には重化学工業、精密工業等を中心とする学科が新設されたのを皮切りとし文部省は以下の改正措置をとった²³⁾。30年「実業学校規程中改正」により、中等工業学校は尋常小学校卒業者を入学資格とする3～5年の甲種と、高等小学校卒業を入学資格とする2～3年乙種の学校に種別化する。さらに、中学校、高等女学校卒業者が実社会に出るために修業年限一年の第二部の設置措置がとられた。そして上級学校進学要求の増大に対応し、31年には「中学校令施行規則」により、中学校にも第一種・第二種の区別が設けられ、さらに中学に「作業科」が設置され勤労精神の涵養と園芸等の作業が課されることとなった²⁴⁾。これらの措置は失業労働者の未然防止の意味をもっていたと思われるが、文部省は一部の技術エリートの中下級技術者の育成を中心課題として職業技術教育を完全に掌握すると同時に、上級学校進学を希望する者に選抜装置によるふるいをかけ、さらに職業指導による適材適所の選抜を高等小学校に浸透させてきていた²⁵⁾。

一方、公共職業訓練は失業防止並救済のための施設をいかに設置するかを中心課題として展開される。その例をあげれば、工場失業労働者及び失業熟練労働者に関する職業訓練であり、31年3月大阪職業紹介委員会は「主要工業地域ニ簡単ナル再教育機関ヲ設ケテ熟練労働者・職業転換ニ資スル」ことを答申し²⁶⁾、11月名古屋職業紹介委員会は「国及地方公共団体ハ失業セル工場労働者ノ為職業輔導及授産施設ヲナスコト」²⁷⁾をそれぞれ構想した。

さらに季節労働者、日傭労働者に対する職業訓練に関し、31年10月青森職業紹介委員会は「季節的出稼労働者ニ対スル技術ノ養成並ニ其ノ向上ヲ圖ル為関係地方公共団体出稼労働者保険組合等ニ於テ職業輔導ノ施設ヲ講スルコト」を答申し²⁸⁾、32年7月中央職業紹介委員会では「職業指導及再教育施設・無料宿泊所、公設病院等ノ社会施設ト密接ナル連絡ヲ保チ又ハ職業紹介所ト之等ノ施設ヲ併設シ日傭労働者ノ福利増進ヲ圖ルコト」²⁹⁾を構想する等、職業訓練の果たす公共的機能を重視した制度化

構想が多種多様にうちだされている。

かかる制度化構想に対し行政当局はいかに対応したのか。31年5月東京職業紹介事務局長による「授産施設ニ関スル経費支弁ニ関スル件」において「経費ハ当然職業紹介所費ヲ以テ支弁シ得ルモノト被認候得共為念貴局ノ御意見御回示相成度此段相伺候」と中央職業紹介所宛の問い合わせに対し、6月中央職業紹介事務局長からの回答があった。即ち「右ノ授産斡旋ニ要スル程度ノ経費ニ対シテハ職業紹介費ヲ以テ支弁シタルモ不得止モノト被存候」²⁹⁾と回答し、これにより職業紹介所の国庫補助金を職業紹介事業の附帯事業の名目で使用できる途が開かれた。かくして第一期の公共職業訓練施設は30年28ヶ所から34年45所³⁰⁾へと増大しきたのである。例えば青森では32年12月に青森手工芸講習所が設立され、失業者貧困者を対象に収容する修業年限4月～1年の授産輔導の職業訓練が施され、4900程度の修業者又は受職者を送り出している³¹⁾。

第二期の職業技術教育はいかに制度化されたのであろうか。文部省は前述したように35年に勤労青少年の低度実業教育機関たる青年学校を設置し、4月勅令により「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ順要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルコトヲ目的トス」(青年学校令第1条)を公布した。これを契機として公私立の青年学校は急速に増大していくこととなる。その数は35年16,642校、39年20,104校、42年23,670校になり、特に私立の青年学校は工業科を中心として35年327校であったものが、42年には3,243校と10倍に達した³²⁾。その背景は、当時の協調会が『徒弟教育と技術教育』で次のように述べていることから推察できる。即ち青年学校は「その教授時数及訓練時数の割合において…最も量視されるべき職業科目の教授時数の比較的僅少なること等において産業大衆の職業教育機関としてなお不徹底のそりを免かれない」と指摘され³³⁾、多くの大企業は自らの労務管理的観点から独自の青年学校施設を設置していったことによるものであった。

一方、公共職業訓練は前記34年3月中央職業紹介委員会の答申に基づき、各地方職業紹介委員会は制度化構想を明らかにしていく。34年8月長野、35年3月青森の各職業紹介委員会は、前者は「地方青少年其ノ他ノ就職ヲ円滑ナラシムル」ため「地方連絡所ニハ簡易宿泊所ヲ併置セシムルハ勿論、都市就職者ノ短期訓練・講習ヲ為ス機関ヲ附属セシムルコト」を³⁴⁾、青森では「大都市ニ地方少年少女ノ宿泊・職業輔導等ノ設備ヲ急設シ責任アル紹介を可能ナラシムルコト」を³⁵⁾それぞれ構想した。ま

表1

種別	名 称	主 体	養成科目	期 間	養成対象	1回収容者数	施 設	創立年月日
機械工	東京府機械養成所	府職業課	機械工	6ヶ月	中等卒	80	独立	昭10.4月
	神奈川県機械工養成所	県職業課	機械工	6ヶ月	中等卒	30	借	12.7
図工	東京市王子隣保館製図工養成所	市職業課	図工	6ヶ月	中等・女学卒	90	独立	11.4
	横浜市図工講習会	市紹介所	図工	5ヶ月	中卒女子	40	借	12.6
熔接	大阪府電気熔接工養成講習会	府工業奨励館	熔接工	3ヶ月	高小卒	90	借	12.4

(注) 神奈川県職業科『職工払底及職工養成問題関係資料』101—2 ページから

た都市部の東京・大阪各職業紹介委員会も34年12月及35年1月の答申において東京は「小店員、僕婢ノ教養保護」の為に「小店員ヲシテ職業教育ノ機会ヲ普遍的ニ賦与スル為補習教育若クハ職業教育ノ義務制ヲ施行スルコト」³⁶⁾を、大阪では「小店員及戸内使用人」の為に「職業知識ノ涵養、作業訓練、実習等ノ講習又ハ輔導ノ設備ヲ為スコト」³⁶⁾を構想したのである。

これらの構想は34年8月中央職業紹介事務局長より各地方職業紹介事務局長宛の「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」の通牒によって「簡単ナル職業輔導ニシテハ職業紹介所ニ於テモ必要アルモノト被存候条之カ実施ニ付テハ」「適切ナル施設ヲ講セシメラレ度」とし、技術工志望の補導施設、軽易な技能・知識習得・短期講習、日傭労働者補導施設等が設置奨励され、多様な公共職業訓練施設が実現されていく。また36年6月社会局社会部長より7大府県知事宛の「失業者更生訓練施設ニ関スル件」³⁷⁾の通牒により、「失業者更生訓練施設国庫補助条件要綱」が定められ、失業労働者の訓練施設が実現されたのである。

この期の職業技術教育訓練施設の実態を若干示せば、例えば大阪では34年までに汽車製造会社で18回の技術講習が行われ 389人の修了生を出し、33~35年まで住友製鋼所での講習により 137人の修了生を出した³⁸⁾。その技術訓練要項をあげれば以下のようなものである。

1 趣旨 大阪市立中央職業紹介所ノ機械工志望求職者ノ為機械工トシテノ品性技能ヲ修習セシメ以テ優良職工養成シ工業方面ニ於ケル雇用ノ要求ニ副ハントス

2~5 略

6 講習期間 六ヶ月以内トス、但シ期間経過後ト雖モ講習生ノ希望ニヨリ更ニ六ヶ月ノ実習ヲ行フコトアルベシ

7 講習生資格 年齢(小年部) 16才以上19才以下(中年部) 20以上25才以下⁴⁰⁾

表2 神奈川県職業科による労働力不足状況

職工区分	大工場(10)	中工場(7)	小工場(6)
見習工	195	93	—
無経験工	366	35	—
普通工	1,833	135	10
熟練工	1,983	140	35
不明	450	—	—
計	4,827	373	45

前掲『職工払底職工養成問題関係資料』24頁

35年以降様々な技術工養成の技術講習施設がみられるのであるが、神奈川県職業科の資料によれば(表1)のようなものであった。

ところで36年神奈川県職業科の調査によれば、調査対象の機械器具工場の23工場で職工不足は上記の(表2)のように5,245人という状況であった。

37年日中戦争が始まる頃、特に上記の技術者・熟練工・見習工不足が深刻になるなかで、これらの養成の政策課題が具体的に政府部内で論議されるようになる。生産力拡充に伴う労働力不足に対し、その要請に応えて企画庁は関係省局の意見を収集し、7月内閣総理大臣宛に「技術者及熟練工養成方策ニ関スル任」を上申した。7月16日閣議は「技術者及熟練工養成ニ関スル件」を次のように決定した⁴¹⁾。

「本件ニ関スル恒久対策ハ綜合的産業計画ノ樹立ト相俟テ別途之ガ成案ヲ得ルコトシ今回ハ一応熟練工ノ不足特ニ顯著ニシテ事態ノ此ノ儘ニ放置シ得ザル機械工業及鉱業ニ付之ガ応急処理ノ対策ヲ講ジ、併セテ比較的長期ノ養成ヲ必要トル技術者補給ニ付一部恒久的ナル施策ニ着手スルコトシ大要左ノ方針ニ依ルモノトス

一、経営規模大ナルモノニ対シテハ養成自給ヲ勧奨督励スルコトシ政府ハ差当リ自ラ養成スルノ能力乏シト認メラルル中小規模ノモノニ補給スル主旨ヲ以

- テ主要工鉱業地帯ニ官公立又ハ組合立ノ速成養成施設ヲ行ハシムルコト
 二、労働人員ノ募集及配給ニ関シテハ國家的統制ヲ加フル必要アリニ依リ差当リ今次ノ應急施策トシテ行ハルル養成工ノ募集及配給ハ職業紹介機関ヲ通ジテ迅速且適正ニ行ハルル様職業紹介機関ノ機能ノ整備充実ヲ図ルコト
 三、稍々高級ナル技術者ノ養成施設トシテハ官立大學、高等工業学校、高等商船学校等ニ付特定科ノ収容人員ノ増加ニ付考慮スルコト

また企画庁では特に小学校卒業の資格だけで入所できる見習工訓練所をまず6大都市に合計15ヶ所設立し、修業期間2ヶ月で一年で5,000名の旋盤機械工等の少年技術工を養成することを決定し、将来の熟練工の基礎的訓練を与える計画をすすめていた⁴²⁾。このように閣議決定の意味するところは、それまで大企業を中心に行われてきた職業訓練に依存するだけでは戦時労務動員の要請に応えられず、軍事労働力の需要に基づく職業技術教育・訓練の国家的統制・再編成をめざすものであった。この閣議に先がけ陸軍省は6月「重要産業五ヶ年計画実施に関する政策大綱」案を公表し、38~41年にかけての技術者6,700名補充のため(1)官立私立大学工学部、(2)工業専門学校の増加、(3)私立大学工学部の増設、(4)工専、甲実実業学校の昇格等の大規模な拡充計画をたて、熟練工96,000名の養成のため府県と大工場に養成所を設置することを提言しており⁴³⁾、職業技術教育政策もまた総合的な統制計画の一環としくみこまれていくことを予知するものであった。

かくして第3期以降の職業技術教育の制度化は37年閣議決定を契機として複雑に展開されていくことになる。文部省は8月即座に「臨時工業技術員ニ関スル件」を通牒し、16校の高等工業学校に工業技術員科を設置し、さらに工業技術員養成科、工業学校に実習指導員養成所を設置した⁴⁴⁾。商工省は38年3月「機械工養成所官制」を公布し、同養成所は「機械工作ニ関スル技能ヲ授ケ兼ネテ精神ノ鍛錬ニ努ム」ものとされた⁴⁵⁾。この商工省所管の官立機械工養成所は年齢17~25歳の男子で中学校乃至甲種工業学校卒業を入学資格とする修業年限一年の本科と、同科修了者を入学資格とする半年の専攻科を設置し⁴⁶⁾、これは熟練工並に職長を養成するものであった。38年4月に東京・大阪・愛知の3ヶ所に官立機械工養成所が設置され、次いで府県営立9ヶ所、市営立4ヶ所の養成所が設立されていく。

文部省、商工省が、技術者、職長、熟練工養成に即座に対応したのに比べ、厚生省のとりくみは複雑であつ

た。厚生省は38年4月「職業紹介法改正」により「労務資源ノ開拓ト労務ノ適正ナル配置」を行うため職業紹介所を国営化し、職業指導・補導全般を国家的に統轄した。厚生省は39年3月「工場事業場技能者養成令」を公布し、「中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授ク」目的で工場事業場における組織的熟練工養成を一拠に拡大した。その養成は厚生大臣が指定する年令16歳以上の男子労働者を200人以上若しくは200未満50人以上使用する工場、事業場に義務づけられたのである。39年以降の技能者養成状況は以下の通りである。

表3

年 次	養成事業場数	採用養成工数	養成修了者数
1939	1,095	33,689	—
1940	1,462	52,995	943
1941	1,597	58,670	31,221
1942	1,520	85,603	39,844
1943	1,544	105,269	126,669
1944	1,778	97,650	—

『労働行政史』第一巻 p. 944

厚生省はさらに職長・指導者養成の制度化にも積極的に関与した。39年10月「幹部機械工養成ニ関スル件」⁴⁶⁾の東京都知事宛通牒において「機械関係経験職工中適當ナル者ヲ入所セシメ工場等ニ於ケル幹部職工特ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル知識技能ヲ再教育スル」幹部機械工養成所を設置を奨励し、40年には東京・大阪・愛知・福岡に、41年神奈川、兵庫、広島にそれぞれ養成所が設置されたのである⁴⁷⁾。

このなかにあって公共職業輔導の制度化はどのように整備拡充されたのであろうか。その端緒は38年7月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」の厚生省職業部長から各地方長官宛の通牒において、職業補導の原則が「求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル」⁴⁸⁾こととされたことに始まる。しかしこの原則は、38年6月の改訂「物資動員計画」⁴⁹⁾の実施による中小工業部門の整理による多数の失業者を生み出したことに伴い、次のような修正をうけた。即ち8月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」は「施設種目ハ成ルベク物資動員ニ依ル失業者ヲ対象トシ軍需品作業其他時局殷賑産業ニ必要ナル技術ノ補導ヲ実施スル様計画セシムルコト」とされたのである。このように職業補導の原則は、失業労働者のみならず求職者に「就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」することから、物資動員に依る失業者を「軍需品其他時局殷賑産業」に必要な技術の補導

を実施することに修正されたのである。

その後、厚生省失業対策部による通牒は、38年10月「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」をはじめとして39年2月「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導ニ関スル件」等である。これらはいずれも「支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者」を対象とする職業補導の実施運営上の注意を通牒したものであった。しかし、かかる職業補導施設は39年4月「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ関スル件」の厚生省職業部長の通牒により再び修正を受けるのである。ここでは職業補導の原則が「求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為又ハ職業紹介所ノ紹介ニヨリ就職シタル者ニ対シ職業上ノ知識技能ヲ授与シテ指導ヲナス為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノトス」とした。つまり職業補導の対象を「支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者」から38年7月の通牒の「求職者」に戻し、さらに在職労働者にまで拡大したのである。この原則の修正に伴い、39年8月厚生次官通牒は「事変関係職業補導施設ニ関スル件」において「從来支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル離職者ノ職業補導施設トシテ実施中ノ機械関係補導施設ハ爾今単ナル失業対策トシテノミナラズ労務動員上必要ナル機関トシテ積極的ニ之ヲ拡充運営シ以テ労務動員ノ円滑ヲ期スル」こととしたのである。

厚生省は職業補導を労務動員の円滑即ち「労働生産性の向上」⁵⁰⁾を期すため、即座に「未ダ機械工補導施設ノ設置ナキ府県ニ於テハ能フ限リ速ニ本施設ヲ設置スルコト」を奨励した。この機械工補導所の目的は「機械工タラントスル者ニ対シ之ニ須要ナル基礎的知識技能ヲ短期間に授ケントスル」3~4ヶ月の補導施設であったが、41年までに80ヶ所に及ぶ全国各地に設置されたのである⁵¹⁾。このなかで厚生省は職長、指導員養成として幹部機械工養成所を設置したことは先述した通りであるが、厚生省の労働の生産制向上の要請に基づく熟練工養成施設の拡充のなかにあって、公共職業補導施設は再々度修正をせまられることとなる。

即ち40年10月の「転失業応急対策ニ関スル閣議決定」において、時局産業への転換による中小商工業の統合整理により、その従業員の転業対策の実施に伴い、11月厚生省職業部長、失業対策部長による「職業補導施設拡充ニ関スル件」の通牒であった。そこでは職業補導の原則が「中小商工業職業転換対策」の一環として拡充すべきことが明らかにされたのである。

以上厚生省の公共職業訓練の制度化は職長・熟練工養成に積極的に関わつつも、特に職業補導施設において

失業労働者のみならず求職者・在職全労働者の就職上必要な技能・知識の習得に対策しなければならなかったのである。全体としては職業技術教育の政策制度の展開は様々な様相を伴いつつ、戦時統制経済の組織化・計画化にくみこまれていったといえよう。では30年代後半に国家はどのように対応したのであろうか。

V 職業技術教育の国家的統轄化

戦争経済は全般的な労働力不足であり、戦争技術が大量の熟練工労働者を余儀なくし、そのため熟練工の極度の不足を招来する。従って労働者特に熟練工は、平時以上に賃金労働者としての主体性を強め、待遇改善運動の担い手になりやすい⁵²⁾。このため「産業報国体制」は労働争議未然防止、労働関係調整のために内務・厚生両者によって上からつくられたものであった。内務省の外廓団体であり社会政策を立案・建議し、労資双方への情報、教育サービスを任務としていた協調会は38年4月「労資関係の指導精神の確立及び労資関係の指導精神を普及する諸方策」を政府、内務、厚生、文部、商工、陸軍各大臣に建議し、その実現を要請した。その関連事項を示せば、「従業員は須らく産業人としての自己の職を自覚し、規律を厳守し技術を鍛磨し、知徳を高め、以て産業の発展に努力しなければならない。」とし、さらに学校教育に「日本精神を普及」する方法を講ずことを提起し戦力増強のため「皇國の興隆に献する」労働の統制政策の具体化に着手したのである。

また協調会は38年8月「基幹的熟練工ノ重要性とその養成について」⁵³⁾を公表し、「我国の産業の質的变化に備え、技術水準を急速に高め、生産力の拡充を期し軍備の充実を図らんがため」官民一体となった熟練工養成にあたることが急務であるとし、「産業能率の増進、経営の合理化を図るために、生産技術上の多面的経験と、各作業間の相關的理解を有する基幹的熟練工」の養成を強調するとともに、熟練工は「ソノ協調精神ガヤガテハ他ノ所謂外来職工ニモ影響シ、労働移動ヲ防止シ、無用ノ紛争ヲ避ケ、産業協力ノ実ヲアグルニ欠クベカラザル因子」⁵⁴⁾としての役割を果たすことを期待されたのである。つまり熟練工は戦時労務統制において労資関係の調整と労働移動の防止役と同時に、機械化生産における生産技術を有効に駆使しうる労働者像なのであった。

かくして戦時労務統制の重要な一環を担う職業技術教育は、40年11月の閣議が「勤労新体制確立要綱」⁵⁵⁾において、高度国防国家の完成、国家の生産力増強、勤労精神、勤労諸組織の確立、労務行政機構の整備を決定した

のに伴い、国家的総合計画とその統制の下に位置づけられていくのであった。

さらに、同年12月「経済新体制確立要綱」、41年5月科学技術新体制確立要綱の閣議決定において、前者が「企業体制ヲ確立シ、資本經營労務ノ有機的一体タル企業ヲシテ国家総合計画ノ下ニ国民經濟ノ構成部分トシテ企業担当者ノ創意ト責任トニヨイテ自主的經營ニ任ゼシメ、ソノ最高能率ノ發揮ニヨッテ生産力ヲ増強セシメ…經濟団体ノ編成ニヨリ國民經濟ヲシテ有機的一体トシテ國家総力發揮」⁵⁵⁾し、後者は「科学技術ノ國家総力戦体制ヲ確立シ科学ノ画期的振興ト技術ノ躍進的発達ヲ図ルト共ニ其ノ基礎タル國民ノ科学精神ヲ作興シ以テ大東亜共栄圏資源ニ基ク科学技術ノ日本的性格ノ完成ヲ期ス」ことを目的に、その制度的措置として「科学技術水準ノ躍進速度ヲ急速ニ増嵩セシムル為一般産業及教育行政機關ト別個ニ基礎研究、応用研究、工業化研究ヲ専門別ニ一貫シテ統轄指導スル」にそれらを総合する「科学技術ノ研究及行政中枢機關ヲ早急ニ創設」することを決定したのである。

ここにみるように、職業技術教育的政策の展開は労働者階級の体制維持イデオロギーの普及手段としての意味をもち、国家は経済管理、科学技術行政機関の職業技術教育行政への優越性を確立し、職業訓練をめぐる社会的自治をかいたまま官僚的統制を強めたといえよう。

VI おわりに

1930年代の職業技術教育政策・制度の特質を3つの時期から検討し、当時の産業構造の変化が与えた影響によって産業合理化、産業振興の担い手を職業技術教育によりいかに育成するかの要求が高まっていったことが明らかであろう。それらの制度的展開は技術者、職長、熟練工養成の確保にあり、戦争の拡大に伴う軍事労働力需要の要請にもとづいて一層顕在化したのである。文部省は職業技術教育制度を労働力政策に従属させ労働力の階層的再編成を進め、商工省は財界独占資本の要請をうけ、産業振興合理化、軍事工業能力増進のため機械工養成所の設置により職長、熟練工養成の制度に関与し、厚生省もこの点同様である。

これら職業技術教育政策、制度の物語るものは、産業構造の高度化があまりに急激であったため機械制生産の高度化を担う生産技術者、熟練工養成の短期養成が求められたのである。特に37年以降の職業技術教育政策は、国家財政支出による産業政策、技術政策を通じての軍需を主とした生産部門にわたる生産力の発展をおしすすめ

全般的な拡大再生産を展開する労働力政策であったといいうるであろう。

ところで、隅谷が指摘しているように「戦争の激化につれて」戦前の職業訓練制度が崩壊したという評価は、一面で戦争による勤労動員体制によるその結末を指摘しうるとしても、戦争の進展に即応して完成されていった国家的経済管理、科学技術行政装置への職業技術教育の従属という形態であったことを見落している。我々はここに戦前・戦後の日本資本主義の構造的に規定された職業技術教育改革の連続性の一側面を見いだすことができるのではないだろうか。

しかし、これらの事実を指摘するあまり30年代の職業技術教育がかかる点にだけあったとすることは早計であろう。というのは内務省、厚生省の所管する公共職業訓練の制度化のもつ意味が問われるからである。例えば34年3月中央職業紹介委員会の答申、それに基づく制度化、即ち技術工志望青少年の輔導施設、軽易な職業知識・技能の短期講習、日傭労働者輔導施設の設置、あるいは38年以降における職業輔導の原則=就職上必要な知識技能を授与する原則がめまぐるしく変化したことによる制度化過程についてである。これらは技術者、職長、熟練工養成が軍事労働力の需要に基いて顕在的に制度化されたのとは対照的に、潜在的に労働者、青年に労働力の基礎陶冶を保障せざるを得なかつたのである。

それは労働者自らが労働能力を形成し、生産過程の原則とそれを統治する能力を形成しうる崩芽としての意味をもつものであったが、そのゆえに資本の労働力要求と根本的に対立するものであった。独占資本は技術教育政策において産業国家建設のために生産と労働が重要な役割を果たすことを強調し、労資一体論を聞くことによって、本来の労働者の潜在的力量を高めうる職業技術教育は政策上一顧だにすえられることはなかったのである。

従って今日職業技術教育を公教育全体の変革のなかでとらえる上で、公共職業訓練の重要性は否定することはできないが、その枠組は公共職業訓練の批判的検討を⁵⁶⁾前提とし、国家的経済管理、科学技術行政装置の政策決定過程における労働者の位置と役割と労働者の生活技術・文化・獲得の保障形態を究明することによって導きだされうるであろう。

(本稿は執筆過程から職業訓練大学校の佐々木輝男先生の御助言と貴重な資料を拝見させて頂いたことによって出来上ったものであり、この場をかりて御礼を申し上げたい。)

(指導教官 牧柵名教授)

注

- 1) 労働者教育協会編『労働者教育論』学習の友社。『現代の労働組合運動』6 今日の教育改革・職業訓練』大月書店。
佐々木享「教育を受ける権利と職業訓練」『教育学研究39巻4号』。佐々木輝男・田中萬年「公共職業訓練の成立過程に関する研究」「日華事変期における公共職業訓練について」『職業訓練研究』4, 5巻
- 2) 職業技術教育とはあらゆる生産過程の基本原則を教え、生産に必要な知識技能を習得させるものをさし、職業訓練は主に実地訓練・技能の習得を中心にがおかれたもので、職業技術教育は職業訓練に対し広義の概念である。
- 3) 隅谷三喜他編『日本職業訓練発展史』戦前篇上下、戦後編の三冊。
- 4) 同、戦後篇 330-4頁。
- 5) 同、戦前篇下 322-7頁。
- 6) 『職業技術教育と労働者』大月書店に収録、日教組教育制度検討委第三次報告は、職業訓練に関して「高等教育年齢段階にある青年全てに対しても、権利としての職業技術教育を公的に保障していくべきである」とし「公共職業訓練は、後期中等教育修了後の国民教育制度として位置づけることを今後の展望とすべき」と提言している。69-73頁。教育が経済開発の手段としてのシステムを創っているなかで「国民教育制度として位置づける」という原則で対抗しても、それらは実質を伴わない、要は公教育全体の変革のなかで経済と教育の関係理論の構造化の究明と職業技術教育のシステムをどう構築するかにある。
- 7) 黒崎勲『公教育費の研究』参照のこと。
- 8) 内務省社会局『失業状況推定月報』
- 9) 美濃口時次郎『人的資源論』参照。
- 10) 『商工政策史』第9巻通産省編、21頁
- 11) 『工場統計表』より算出。
- 12) 『商行政史』中巻 350-6頁
- 13) 『商工政策史』13巻 363頁
- 14) 三村起一「日本工業協会ノ創立ヲ回顧シテ」『工業ト経済』76号所収
- 15) 『見習工教育ノ改善』日本工業協会
- 16) 『作業工程管理ノ改善』 同上
- 17) 『工業教育ヲ中心トシテ見タ我國教育制度ノ改善』 同上
- 18) 『日本工業協会第14回研究会資料』所収
- 19) 『産業と教育』3巻10号、102-110頁、5巻8号 135-8頁
- 20) 『職業訓練関係資料集I』180-1頁
- 21) 『職業紹介委員会答申集』中央職業紹介委員会、以下『答申集』と略す。257-262頁
- 22) 『人口問題全国協議会報告書』厚生省 45頁
- 23) 『産業教育70年史』
- 24) 『実業教育50年史統篇』146-53頁
- 25) 『大日本職業指導協会設立趣意書』によれば、「極まりなき

職業の分化と職業の盲目的選択により起る失業・転職の機会を除き、以て産業能率の増進を図り、且つ思想を善導する国策を樹立する」とこととされていた。

- 26) 『答申集』155頁
- 27) 『答申集』160頁
- 28) 『答申集』111頁
- 29) 『答申集』120頁
- 30) 『資料集』109頁
- 31) 『職業並職業輔導事業概要』
- 32) 同上
- 33) 『大日本帝国文部省年報』67年報上巻623頁。公私立青年学校職業科で工業を選択した生徒数は381,353名となっていた。
- 34) 協調会『徒弟教育と技術教育』312頁
- 35) 『答申集』50頁、46頁
- 36) 『答申集』215頁、218頁
- 37) 『職業紹介公報129号』8頁
- 38) 『失業問題関係事務参考資料』155-8頁
- 39) 『大阪職業紹介事業史』86-7頁
- 40) 松村義太郎「熟練工に関する一考察」『社会事業研究』第21巻6号 8-15頁
- 41) 『職業訓練関係資料I』
なお企画庁の上申書は『公文類聚』第61編 77産業門に収録。閣議に基く関係各省の具体的設置計画については、石川準吉『国家総動員史』資料篇第1 229, 230, 233頁を参照。
- 42) 『職業指導』10巻10号79頁。具体的の施策については目下のところ不明。
- 43) 『現代史資料』8巻 739頁
- 44) 『実業教育関係法令の沿革』
- 45) 『法令全書』以下法令勅令は注記しないものはこれによる
- 46) 『東京府幹部機械工養成所概要』1-8頁
- 47) 佐々木輝雄、田中萬年前掲論文参照
- 48) 『転廃業対策資料第一輯』1941.3『(同)資料第2輯』1942.3『職業時報』『職業訓練関係資料II』等参照 各通牒は特記しない限り以上の文献による。
- 49) 石川準吉、前掲272-8頁
- 50) 同上
- 51) 『事変関係職業補導施設要覧』1939『職業補導施設概要』1941を参照
- 52) 氏原正治郎「産業報國運動の背景」『運動と抵抗上一ファシズム期の國家と社会6』200頁
- 53) 「太平洋戦争下の労働者状態」『日本労働年鑑』
- 54) 『産業と教育』第10巻9号
- 55) 前掲『職業訓練関係資料』
- 56) 佐々木輝男、田中萬年は前掲論文のなかで「一人ひとりの国民に『生きること』・『働くこと』、『学ぶこと』の三位一体を保障することによってのみ。はじめて顕在化し現実性を帯びるものであった。」と指摘している。